

2) 保険料率の公平化

被用者保険の保険料は、標準報酬月額および標準賞与に保険料率（共済組合では掛金率）を乗じて決まる。

政管健保（現在は協会けんぽ）の2007年度の平均標準報酬月額は284.9千円ともっとも低い、保険料率は82.00（‰）ともっとも高い。

政管健保は、2008年10月1日に協会けんぽに移行しており、1年以内に都道府県ごとの保険料率が設定される⁹³。厚生労働省の試算⁹⁴によると、最高は北海道の87.00（‰）、最低が長野県の76.00（‰）であり、11.00（‰）の差が開く。日本医師会は保険料率を一定にし、協会けんぽ内での財政調整を行なうことを提案する⁹⁵。

組合健保の保険料率の平均は2007年度73.08（‰）、2008年度73.90（‰）である。共済組合は、医療保険のほか年金等も扱っており、単純に比較はできないが、医療給付に相当する「短期給付」を取り上げると、国家公務員では2006年度平均標準報酬額は415.4千円であるが、保険料率（公務員共済の場合は掛金率と負担金率の合計）64.34（‰）であり、被用者保険中もっとも低い（図2-3-12）。

日本医師会は、被用者保険の保険料率を協会けんぽ（旧政管健保、都道府県別保険料ではなく全国一律）と同じ82.00（‰）にすることを提案する。その場合の保険料増収効果は約1兆円と試算される⁹⁶（表2-3-4）。

⁹³ 健康保険法第160条。<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/T11/T11HO070.html>

⁹⁴ 「都道府県単位保険料率の機械的試算（平成15年度）」、医療制度改革関連法に関する都道府県説明会配付資料 保険課説明資料、2006年7月10日、

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/pdf/tdfk02-03-03.pdf>

⁹⁵ 現行制度でも、年齢調整、所得調整の仕組みはある。

⁹⁶ 後期高齢者医療制度施行後の2008年度のデータで試算すべきであるが、国家公務員および地方公務員の共済組合のディスクロージャーが遅れているため、2006年度の数字を用いており2008年度以降の後期高齢者の保険料収入が含まれている。このため、「粗い試算」との位置づけである。なお、被保険者に占める75歳以上の比率は、2006年度の政管健保（当時）のデータ（社会保険庁「事業年報」）によれば1.1%であった。